

14. 地積測量図作成業務特記仕様書

地積測量図作成委託業務特記仕様書

第1条 業務の内容

地積測量図作成委託業務（以下「業務」という。）の内容は次のとおりとする。

- (1) 地積測量図（分筆）
- (2) 土地所在図（必要な場合）

第2条 業務の順序

業務種別ごとの施行の順序、方法及び工程については、業務着手前に監督職員の指示を受けなければならない。

2 業務種別について変更が必要な場合は、その都度監督職員に申し出てその指示を受けなければならない。

第3条 業務の実施方法

業務の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 第1条に定める各種図面は、不動産登記法、同施行令及び同施行規則等の規定に基づき作成する。
- (2) 本業務にあたっては、発注者が貸与又は指示する土地調査表等に基づき行う。

第4条 材料その他

業務に必要な材料、器具等は受注者の負担とする。

第5条 成果物の補正

成果物の引渡し後であっても不備が判明した場合は、受注者の負担において補正しなければならない。

第6条 成果物の提出

委託者に提出する成果物は次のとおりとする。

- (1) 地積測量図（分筆） 正本1部、副本1部
- (2) 土地所在図 " "

【余白】